

平成 27 年度 事業計画書

一般財団法人 福島県漁船海難遺児奨学会

1. 奨学金の給与

前年度に引続き、高校生の支給対象者（県内所属船の事故で、かつ県内に居住している者）に対し、学費の給与を行う。

平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災により被災した本県漁業関係者の遺族も支給対象とする。

また、水産関連 3 財団との早期合併を推進し、事業の効率化により安定的な本県水産業の振興発展に寄与する。

(1) 高校生

新規採用

高 1 年	2 名 (1 人・月 15,000 円)	360,000 円
-------	------------------------	-----------

継続採用

高 2 年	1 名 (1 人・月 15,000 円)	180,000 円
-------	------------------------	-----------

高 3 年	2 名 (1 人・月 15,000 円)	360,000 円
-------	------------------------	-----------

合 計	5 名	900,000 円
-----	-----	-----------